

高松市ボランティア・市民活動センター「捨てずに活かそうネットワーク」事業実施要項

1．事業の趣旨

地域に点在している様々な資源（物品、場所、人材、ノウハウ、情報等）とNPO（市民活動団体）をマッチングすることにより、市民活動の活性化と、企業の社会貢献活動の拡大を図ることを目的とする。

2．NPOの範囲

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的・主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体で、高松市ボランティア・市民活動センター長が認める団体。（特定非営利活動法人格の有無は問わない。）

ただし、次に掲げるものを除く。

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
- ・特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
- ・暴力団または暴力団もしくはその構成員等の統制の下にある団体（特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する団体）

3．NPOの登録

登録を希望するNPOは、「NPO登録申請書」を持参または郵送・電子メール等により高松市ボランティア・市民活動センター（以下、「センター」とする。）に提出する。登録の可否についてはセンターで協議のうえ決定し通知する。

4．資源提供の申込

提供を希望する企業は、「資源提供シート」をセンターに提出する。申込の可否についてはセンターで協議のうえ決定し通知する。なお、いずれの資源においても無料提供に限ることとする。

5．提供情報の周知

企業からの提供情報は、インターネット（センターホームページおよびセンターメールマガジン）等で公表し、登録NPOには電子メールまたはFAX等で周知する。

6．提供資源への応募

企業から提供される資源の受け取りを希望するNPOは、「物品等希望申込書」をセンターに提出する。

7．提供先団体の決定

センターは、応募団体の「NPO登録申請書」と「物品等希望申込書」の写しを提供企業に送付し、提供企業は、応募のあったNPOの中から申込書の内容等をもとに選考を行い、提供先を決定する。センターは、選考結果について、応募のあったすべてのNPOに通知する。

8．提供資源の授受

受け渡し等は、提供企業とNPOの双方の話し合いによって行う。なお、センターは物品の保管・一時預かりは行わない。

9．報告書の提出

資源の提供を受けたNPOは、提供のあった日から1ヶ月以内に「資源活用状況報告書」を

センターに提出する。センターは、提出された「資源活用状況報告書」の写しを提供者に送付する。

10. 実績等の公表

センターと高松市は、提供実績等をセンターホームページおよび高松市ホームページで公表する。なお、実績の公表にあたっては、提供企業および提供先NPOは自由に行うことができるものとし、その際は、センターおよび相手方に対して公表内容等を事前に通知するものとする。

11. その他

この要項に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、高松市ボランティア・市民活動センター長が定めるものとする。

12. 問い合わせ先

高松市ボランティア・市民活動センター

〒760-0053 高松市田町4番地15

TEL:087-835-0122 FAX:087-835-0098 E-mail:t-npo-c3@mail.netwave.or.jp

